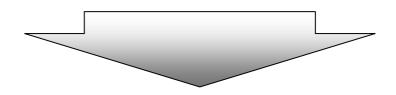
平成22年国勢調査の調査項目の変更・廃止の考え方(案)

1 調査項目の変更

【平成12年国勢調査における調査項目の変更】

変更内容	調査項目	変更理由
就業形態の 多様化等の 社会経済情 勢の変化を 的確に把握	○ 従業上の地位「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」の区分に細分、就業時間を追加 勤めか自営かの別	雇用契約上の地位や就業時間を調査することにより、平成7年国勢調査の統計審議会等中での指摘(就業形態の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に把握するための調査内容)及び各方面からの要望に対応(記入の正確性を確保する観点から、調査日前1週間における状況(アクチュアルベース)を把握)



【平成22年国勢調査における調査項目の変更】

【十次22年国务问直[60]] [5] [6] [6] [6] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7						
調査項目(案)	変更理由					
○従業上の地位「雇用者」を「正規の限などの区分に細分、就業時間を廃止 動めか 自営かの別 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます。 ・パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます。・自営業主とは個人で事業を経営している人(農家などを	戦員・従業員」					

(変更理由)

- o 平成12年国勢調査において、就業形態の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に 把握するための調査項目が検討されたが、当時から課題となっていた正規・非正規 の把握については、統計として的確に区分することのできる統一的な定義がなかっ たことなどから、従業上の地位「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」に区分する細分化 と「就業時間」の追加がなされ、これらを組み合わせて集計することにより、非正 規雇用などの就業形態の多様化について把握することとしたもの。
- o その後、正規・非正規については、世帯側から雇用者の状況を把握する労働力調査において、平成14年から四半期別に「勤め先での呼称」により把握することとなったほか、事業所側から雇用者の状況を把握する賃金構造基本統計調査においても、同様の定義により17年から正規・非正規の状況を把握することとなった。

さらに、平成17年国勢調査の統計審議会答申では、非正規雇用者のうち派遣労働者について、「派遣先産業についても把握が必要」と指摘されたところ。

- o 一方、常雇・臨時雇については、平成12年国勢調査の統計審議会の人口・労働統計部会において、「「常雇」・「臨時雇」の定義については、労働基準法の改正に伴い実態がどのように推移するのかを見ながら検討していく必要がある」と指摘された。また、平成19年就業構造基本調査の統計審議会答申では、「「従業上の地位」の選択肢のうち、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」については、多様化している有期契約労働の実態をより的確にとらえるため、国勢調査や労働力調査との比較可能性を考慮しつつ、本調査において見直す方向で検討する必要がある。」と指摘された。これらを踏まえ、現在、総務省統計局では、外部有識者を交えて、労働力調査における「雇用者」の区分のあり方について検討しているところ。
- o このように、雇用者の正規・非正規のとらえ方については、規制緩和の推進などの制度の見直しに伴い、「常雇」・「臨時雇」の区分が過度期的な状況となっている一方、「勤め先での呼称」による区分が統計として定着しつつある。このため、正規・非正規のような就業形態を把握するための調査項目としては、「常雇」・「臨時雇」に代え、「勤め先での呼称」とすることが適当である。また、「常雇」・「臨時雇」と組み合わせて利用されていた「就業時間」を廃止することにより、報告者負担の軽減を図ることも可能となる。

さらに、選択肢に派遣労働者を設定することにより、近年増加している派遣労働者について、派遣元と派遣先の双方の産業の把握が可能となり、これにより、統計審議会の指摘「派遣労働者は派遣先産業についても把握が必要」に対応することが可能となる。

2 調査項目の廃止

「家計の収入の種類」は、以下の理由により廃止する。

(廃止理由)

o 当該調査項目は、昭和35年国勢調査において、収入源の多様化に伴う世帯集計 の充実を図るために追加されたものであるが、その後の産業構造や就業形態の変 化により、最近では、「賃金・給料」の割合が6割を超える一方、その他の事業収 入の割合は1割に満たない状況となっている(表1、表2)。

この中で、人口の高齢化に伴い、「恩給・年金」の割合が高くなっているが、当該調査項目だけでは、高齢者の生活の困窮度などの状況について、十分な分析を行うことは難しい。一方、収入や消費などの家計の実態を把握する家計調査や全国消費実態調査、家計の収入の種類及び世帯収入額の双方を把握している就業構造基本調査などの結果を用いれば、高齢者の生活などの状況を十分に分析することが可能である。

また、各府省及び都道府県・市町村における当該調査項目の利用状況は、他の調査項目と比べて低くなっている。

このようなことから、全数調査である国勢調査において当該調査項目を把握する必要性は薄くなっているものと考えられる。

表1 主な家計の収入の種類別一般世帯数 (平成12年国勢調査)

主な家計の収入の種類	一般世帯数	割合
土なる。の状人の程規	(1000世帯)	(%)
総数	46,782	100.0
賃金・給料	29,529	63.1
農業収入	787	1.7
農業収入以外の事業収入	3,612	7.7
内職収入	65	0.1
恩給・年金	8,871	19.0
仕送り	1,447	3.1
その他の収入	1,273	2.7

表2 主な家計の収入の種類別一般世帯数 (昭和35年国勢調査)

主な家計の収入の種類	一般世帯数 (1000世帯)	割合 (%)
総数	20,548	100.0
賃金・給料	11,314	55.1
家業収入	7,794	37.9
家賃・地代・利子・配当	188	0.9
内職収入	65	0.3
恩給・年金	207	1.0
失業保険金	35	0.2
生活保護金	176	0.9
仕送りその他	770	3.7

o なお、平成17年国勢調査広報効果測定アンケート調査の結果によると、当該調査項目は、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高いものとなっており、記入者の心理的負担が極めて大きい項目と考えられる(表3)。

表3 「記入したくない」とした者の割合

割合(%)	世帯に関する調査項目	割合(%)
7.5	世帯員の数	1.0
0.3	家計の収入の種類	37.5
3.9	住居の種類	4.3
1.4	住宅の床面積	12.8
1.5	住宅の建て方	3.5
0.8		
1.7		
2.9		
9.5		
4.2		
6.2		
16.2		
11.1		
1.5		
1.6		
1.6		
	7.5 0.3 3.9 1.4 1.5 0.8 1.7 2.9 9.5 4.2 6.2 16.2 11.1 1.5	7.5 世帯員の数 0.3 家計の収入の種類 3.9 住居の種類 1.4 住宅の床面積 1.5 住宅の建て方 0.8 1.7 2.9 9.5 4.2 6.2 16.2 11.1 1.5 1.6

平成18年1、2月に実施した「平成17年国勢調査広報効果測定」アンケート調査(全国150地区の満20歳以上の2,096名)